

労働基準法第 113 条による公聴会における公述要旨

○公聴会開催日時：平成 24 年 9 月 5 日（水）15:00～16:00

○公述人公述要旨

公益側代表

上島 通浩 1 ページ
(名古屋市立大学大学院医学研究科教授)

労働者側代表

鈴木 るり 3 ページ
(日本労働組合総連合会男女平等局次長)

使用者側代表

山口 広美 4 ページ
(一般社団法人日本化学工業協会環境安全部)

○労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抄）
（命令の制定）
第百十三条 この法律に基いて発する命令は、その草案について、公聴会
で労働者を代表する者、使用者を代表する者、及び公益を代表する者の
意見を聞いて、これを制定する。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱（女性労働基準規則の改正に係る部分）についての公述要旨

公述人 上島通浩（名古屋市立大学大学院医学研究科教授）

〈エチルベンゼンに係る改正について〉

- 改正の内容については、賛成である。
- エチルベンゼンの生殖毒性に関して、妊娠 1-19 日のラットへの約 100（原典では 96）ppm または 1,000（同 985）ppm での 1 日 7 時間の吸入曝露実験では、いずれの濃度でも過剰肋骨の出現頻度が増加したとの報告がある。この陽性所見は、臓器重量増加等の母体影響の生じない濃度（96 ppm）でも観察されている。同様の報告は他にもあり、妊娠 7-15 日のラットへの 138 ppm（原典では 600 mg/m³）、276 ppm（1,200 mg/m³）または 553 ppm（2,400 mg/m³）での 1 日 7 時間の吸入曝露実験では、553 ppm で過剰肋骨の出現頻度が増加している。過剰肋骨の出現頻度の増加は、それ自体は催奇形性を示す所見ではないが、さらに高濃度曝露を行った場合に催奇形性陽性となる可能性を示す所見と考えられている。この他に、後者の実験の報告では、詳細は不明であるが 553 ppm での泌尿器の奇形の増加、全ての曝露濃度での死亡又は吸収胚割合の上昇が記載されている。一連の所見は、エチルベンゼンに生殖毒性があることを示す方向性のデータと考える。
- 動物実験の結果をヒトでのリスク管理に用いる場合、動物とヒトの種差を考慮した一定の安全係数（不確定係数）がかけられる。上記のデータとともに溶剤の使用法をふまえると、第 3 管理区分に区分された屋内作業場における業務及び、塗装業務であって送気マスク等を使用する必要がある業務には、生殖影響のリスクがあると考えられ、改正内容は妥当であると考えます。
- エチルベンゼンの毒性情報はキシレンに比べ少ないが、このことは、研究報告が少ないことの反映にすぎない。エチルベンゼンとキシレンの生殖毒性の相対的強弱が毒性学的に明確でない以上、工業用キシレンに 40% 前後含有されるエチルベンゼンの女性労働基準規則上での規制がキシレンと異なる場合、規制を受けない溶剤がより安全であるとの認識を社会に与える可能性があり、合理性を欠くと考える。この点からも、改正の内容は妥当である。

〈エチレンオキシドに係る改正について〉

- 改正の内容については、賛成である。
- ヒトへの影響に関し、医療職を対象とした疫学調査で、エチレンオキシドへの曝露による自然流産のリスク増加が報告されている。
- 母動物に毒性影響が見られない濃度での吸入曝露によるエチレンオキシドの生殖毒性に関して、交配後の雌マウスへの1回1時間半1,200 ppmでの曝露実験では、吸収胎児数の増加と着少数及び生存胎児数の減少、種々の奇形増加の報告がある。また、妊娠6-15日の雌ラットへの10、33、100 ppm 1日7時間吸入曝露実験では、100 ppmでの胎児体重減少の報告がある。これらの所見は、エチレンオキシドに生殖毒性があることを示すデータと考える。
- エチレンオキシドは実験動物で遺伝毒性を有する強力なアルキル化剤であり、曝露が短時間であっても一定の濃度に達すれば胎児に作用する可能性がある。
- 以上の点をふまえると、エチレンオキシドがくん蒸作業に使われる実態があるのであれば、労働者に送気マスク等を使用させる等の必要な措置を講じるべき作業においては、女性労働者にとっては生殖影響のおそれがあると考えられる。
- したがって、女性労働基準規則の対象物質であるエチレンオキシドに関して、女性の就業を禁止する業務に、エチレンオキシドを用いた燻蒸作業のうち送気マスク等を使用する必要がある業務を追加する改正は、妥当であると考えられる。

[労働側意見]

女性労働基準規則の対象物質の追加についての公述要旨

公述人

日本労働組合総連合会

男女平等局次長 鈴木るり

1. 省令改正の評価

エチルベンゼンを女性労働基準規則の対象物質に追加することは妥当である。

4月に公布された改正女性労働基準規則の枠組を踏まえたものであり、女性労働者の保護をはかるうえで適切な措置といえる。

2. 今後の要望

○作業環境が「第3管理区分」とならないよう、十分な対応を行うことが原則である。

作業環境測定は限られた回数なので、現実の作業環境が妊産婦および女性に悪影響を及ぼすことも考えられる。安全が第一なので、女性労働者への十分な配慮と、情報の周知をはかる必要がある。

○省令の改正にあたっては、法令の遵守はもちろんのこと、使用者の理解不足や過剰対応によって、女性の就労が必要以上に制限されないためにも、使用者および労働者、産業保健関係者、関係団体等に対する内容の周知徹底が、速やかかつ十分に行われるよう要望する。

○エチレンオキシド等について、燻蒸作業における濃度測定業務等において送気マスク等の使用が義務づけられることとなったが、経緯がわかりにくく、取り扱いにおいて誤解が生じることのないよう、十分な周知をはかるよう要望する。

○今後も、女性労働基準規則の対象外の物質について、生殖毒性を有するとの知見が認められた場合は、適宜遅滞なく省令改正が行われることを期待する。

以上

女性労働基準規則の一部改正についての公述意見

一般社団法人 日本化学工業協会 環境安全部 山口広美

今回の改正は、厚生労働省による本年4月の女性労働基準規則の一部改正に引き続き、適用物質の拡大に伴う改正と理解しております。前回同様、化学産業界における労働安全衛生の立場から、いくつか意見を申しあげます。労働安全衛生上の化学物質管理は GHS 分類の結果に基づく化学物質の危険有害性情報をもとにしたリスク管理が基本です。川上から川下に順次有害性情報を提供しその情報と労働者のばく露量をもとにリスク評価を実施し、その結果をベースとして科学的根拠に基づき進めることです。そのためには有害情報の整備が必須であり、常に有害情報のアップデートに努め、科学的データ、根拠を明らかにすることが求められます。今後とも最新かつ信頼性の高い有害性情報等をベースとした速やかな法改正をお願いします。

意見、要望

- ◆ 化学物質の危険・有害性については、GHS分類の結果に基づいて、今後も継続的に女性則への適用を進める必要があります。(これまでの考え方と同じロジックに基づいて)
- ◆ 化学物質の有害性については、科学的根拠を明らかにしつつ実際のデータに基づいた規制を進めるべきであり、生殖毒性についてはそのメカニズムを今後とも、より綿密に精査し、発がん性のように閾値がないかどうか、あるいは生殖毒性としてより具体的にどのような影響があるか等を今後也十分に検討頂きたいをお願いします。
- ◆ 化学物質の危険有害性情報に関するデータベースの整備を一層推進し、信頼性の高い情報をいつでも取得可能な仕組みづくりを期待します。
- ◆ 前回の規制改正と同様に女性の就労機会の損失につながらないように十分な周知期間、リスクコミュニケーション等の情報伝達の間等を設けて頂きたいをお願いします。

最後に、厚労省等関係各位には、労働安全活動につきまして今後とも継続的にご指導、ご支援を賜りたくよろしくお願ひいたします。